

社長のためのお勉強

令和6年9月2日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

得意先等の接待交際費（飲食費）の取り扱い

得意先等との飲食接待は交際費の中心的行為です。従来は1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等から除くことができました。令和6年4月1日以降の支出からは1人当たり5,000円以下から1万円以下に損金算入の上限が倍増しました（1万円基準）。1万円基準は全法人が適用可能であり、節税に大きく貢献できます。

一方で得意先氏名の記載を要することや社内飲食費は除く等の条件があり、税務調査では少額の非違でも重加算税課税の報道が多々あります。

《帳簿書類等の記載及び保存要件》

記載書類等	書類（指定書式なし） 領収書記載、会社独自の様式も認められる
記載事項	① 飲食年月日 ② 得意先等名、当社との関係、参加者氏名 ③ 参加者数 ④ 飲食金額、飲食店名、住所 ⑤ その他飲食費であることを明らかにする事項
保存義務	あり（原則7年間保存）

1万円基準は節税効果が大きいため多くの法人が利用していますが、得意先との飲食、相手先全員の氏名、参加者数等の記載が必要です。令和6年4月1日以後の支出から5,000円が1万円へと損金額が倍増したため、税務調査の強化が予想されます。

適正に帳簿書類の記載及び保存を行いましょう。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください